

兵庫県立視覚特別支援学校いじめ防止基本方針 特01 視覚特別支援学校

1 本校の基本方針

本校は、幼児児童生徒一人ひとりが、充実した学校生活を送り、いきいきと生きる力を伸ばし、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、個々の特性に応じた効果的な教育を行い、校訓「独立・自主・創造」の精神の育成を目指している。

このため、すべての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組む事ができるよう、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 基本的な考え方

本校は、県立学校で唯一の視覚特別支援学校という特性を生かし、一人ひとりの生きる力を伸ばすことを目的に個々の教育的ニーズに合わせ、きめ細やかな支援・指導を行っている。

また、幼児児童生徒の社会性を高め、近隣の学校や地域に対して、障害のある幼児児童生徒への理解と啓発を図るために他校や地域との交流を行ってきた。授業においては、一貫したキャリア教育で、人間関係形成能力の育成に努めている。

いじめについては、少人数制である利点を生かし、幼児児童生徒一人ひとりの学校生活や家庭生活の状況について把握し、複数の教員で情報を共有することで生徒の微妙な変化に対応している。そして、いじめが起きないように未然に防ぎ、幼児児童生徒の人権を守ることができるように、いじめを許さない学校作りを推進するために、以下の学校体制を構築し、取り組んでいる。

3 いじめ防止策の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

【別紙1 校内指導体制及び関係機関】

また、いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいところを認識し、教職員が幼児児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

【別紙2 チェックリスト】

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取り組みを体系的・計画的に行うため、包括的な取り組みの方針、いじめの防止のための取り組み、早期発見の在り方、いじめの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

【別紙3 年間指導計画】

(3) 緊急時の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

【別紙4 組織的対応】

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける幼児児童生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、精神的に非常に不安定な状況に追い込まれた場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより幼児児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、幼児児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。

また、幼児児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家等を加えて組織し、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の留意事項

誰からも信頼される学校を目指している本校は、開かれた学校となるよう、これまで情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページで公開するとともに、学校評議員やPTA総会をはじめ、保護者懇談、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が、実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応委員会」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、幼児児童生徒の意見を取り入れるなど、可能な限りいじめの防止等について幼児児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができるよう留意する。

また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者等地域からの意見を積極的に聴取するよう留意する。